

平成30年4月以降の毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード等について

(1) 指定及び基準

ア 事業者の指定

総合事業の事業者の指定権者は町（町長）です。指定等に関する事務は、介護保険係で行ないます。

イ サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。

但し、記録の保存期間は、2年間→5年間です。

また、同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、これまでと同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

(2) 報酬及び単価

平成30年4月からの町独自指定に伴う報酬及び単価の変更はありません。※みなし指定時と同様

①算定単位：1月あたりの包括報酬

②加算・減算：国が定める旧介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様

※本町では事業所評価加算は行いません。

※加算・減算の新設・変更については、平成30年10月1日に施行が予定されています。

③1単位あたり単価：10.21円（訪問型サービス）

10.14円（通所型サービス）

※毛呂山町の地域区分単価（7級地）

毛呂山町訪問型・通所型サービスのサービスコードについて

サービス名	事業所別	サービスコード 平成30年3月31日まで	サービスコード 平成30年4月1日から
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当)	みなし指定訪問介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	A1	A2
	新規(独自)指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	A2	
通所型サービス (介護予防通所介護相当)	みなし指定通所介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	A5	A6
	新規(独自)指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	A6	

ア 訪問型サービスの基本報酬

サービス内容	対象	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,168 単位
訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,335 単位
訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,704 単位

イ 訪問型サービスの指定報酬単価(7級地10.21円/単位で計算)

項目		訪問型サービス(A2)
月額定額制 (週1回程度)	単位	1,168 単位
	単価	11,925 円
算定及び適用の考え方		これまでの介護予防訪問介護(Ⅰ)の報酬に準じる。
加算について		加算要件、単位等は旧国基準に準じる。 ただし、本町では事業所評価加算は行わない。

通所型サービスの基本報酬

事業対象者については、週1回程度の通所を基本とし、月額報酬とします。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
通所型サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,647 単位
通所型サービス2	要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,377 単位

エ 通所型サービスの指定報酬単価（7級地 10.14 円/単位で計算）

項目			現行相当通所型サービス（A6）
月額定額制 （週1回）	事業対象者 要支援1	単位	1,647 単位
		単価	16,700 円
月額定額制 （週2回）	要支援2	単位	3,377 単位
		単価	34,242 円
算定及び適用の考え方			これまでの介護予防通所介護要支援1の報酬に準じる。
加算について			加算要件、単位等は旧国基準に準じる。 ただし、本町では事業所評価加算は行わない。

オ 利用者負担

引き続き、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。「事業対象者」においても負担割合証が発行されます。
また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等も引き続き実施します。

カ 利用限度額

- 要支援1・事業対象者 : 5,003 単位
- 要支援2 : 10,473 単位

キ 介護予防ケアマネジメント

従前と変更ありません。

【介護予防ケアマネジメントの概要】 地区区分単価：10.21 円

類 型	サービス	対象者	委託	開始月	2 月 目	3 月 目	サービスコード
A (原則的)	現行相当サービス	要支援者	可	430 単位 + 初回加算 300 単位	430 単位	430 単位	AF
		事業対象者	初回は不可				

問合せ

◎毛呂山町高齢者支援課 代表 049-295-2112

○総合事業制度全般に関すること

地域支援事業係 内線 129

○総合事業の利用、決定及び事業所指定等に関すること

介護保険係 内線 121